

現在、判決文について閲覧制限の申請がされているため、判決の概要を報告いたします。

## 1 原告及び被告

原告 当時小学校4年生 (現 B中学校 1年生)  
原告法定代理人親権者父・母

被告 長野市

当時小学校4年生 (現 B中学校 1年生)父・母  
// (現 C中学校 1年生)父・母  
// (現 D中学校 1年生)父・母

## 2 事案の概要

### (1) 事案の要旨

被告長野市の設置する小学校に在籍していた原告が、同級生ら3名からいじめを受け、更に担任教諭等が適切に対応しなかったため、不登校となり、転校を余儀なくされて精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告長野市に対しては国家賠償法1条1項に基づき、上記同級生ら3名の各親権者である被告父母らに対しては民法714条に基づき連帯して、損害賠償金300万円及びこれに対する不法行為後の日である平成30年12月22日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

## (2) 争点

争点1: 被告らの原告に対する行為の有無及び態様等

争点2: 被告父母らの責任原因

争点3: 被告長野市の責任原因

争点4: 原告の損害の有無及び数額

## 3 判決

判決日時 令和4年3月25日(金) 午前11時~  
裁判所 長野地方裁判所

### 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 4 結論

争点4について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないことからこれを棄却することとして主文のとおり判決する。